

株 主 各 位

第21回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

- 事業報告の「会計監査人の状況」
- 事業報告の「会社の体制および方針」
- 株主資本等変動計算書
- 計算書類の「個別注記表」

株式会社フェイスネットワーク

上記の事項につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://faithnetwork.co.jp/ir/irnews/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

会計監査人の状況

(1) 名称

東陽監査法人

(注)会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2021年6月25日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は日本公認会計士協会が公表する監査、保証実務委員会研究報告第18号「監査時間の見積りに関する研究報告」及び公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し検討した結果、妥当と判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお現在において、当該契約は締結しておりません。

会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は企業集団における業務の適正を確保するための体制として、2018年11月13日の取締役会にて、「内部統制（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」を定める決議を行っております。なお、当社は2021年6月25日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから内部統制システム構築の基本方針を改定しております。現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役・従業員の法令遵守と社会に対する責任の認識を明確にするため、企業行動規範及び企業倫理規程、その他主要な規制法令に関連する規程を定め、遵守に向けた取り組みを徹底する。
 - b. 取締役会は、全てのステークホルダーに対する責任を果たすべく、法令、定款及び取締役会規程等の社内規程に則り、経営戦略等重要事項について決定するとともに業務執行を監督する。
 - c. 監査等委員会は、内部統制の整備・運用状況を監査し、取締役と定期的に情報及び意見の交換を行う。
 - d. リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、部門横断的な法令遵守体制の確立と統括を図る。
 - e. 監査部門は各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
 - f. 財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各業務執行取締役から、定期的に確認書の提出を求め、代表取締役社長は財務報告に係る内部統制の評価、報告を行う。
 - g. 内部通報制度の窓口を社内及び社外の双方に設置する。また、その運用に関する規則を定め、通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止を図る。
 - h. 反社会的勢力への対応を所管する部署を定め、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書取扱規程」等に基づき、定められた期間保存し、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。その上で総務人事部長を情報の保存及び管理を監督する責任者とする。
 - b. 情報セキュリティ及び情報管理に関する規程を定め、その種類や重要度に応じて適切に作成、保管、廃棄する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 業務に係る各種のリスクに対する適切な管理とリスク発生の防止に努めるため「リスク管理規程」を定め、経営の健全性確保を目指して体制の整備に取り組む。
 - b. リスク管理委員会にて、当社を取り巻く様々な潜在的リスクを特定し分析したうえで、それらのリスクの特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 迅速な意思決定が行えるよう、重畳的な階層を極力排除した組織とする。
 - b. 取締役会並びに各取締役の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
 - c. 全社の重要な事項の決定に際しては、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を設置して、取締役会並びに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。
 - d. 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。
 - e. 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図る。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の要求により設置するものとする。
 - b. 前号の使用人の人数、人選等については監査等委員会との間で協議のうえ決定する。
 - c. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、その職務に従事する間、監査等委員会の指揮・命令に服する。人事異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役及び従業員は、当該使用人に対し監査等委員会からの指示の実効性が確保されるように適切に対応する。
- ⑦ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行について報告を求められた場合、又は当社経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに監査等委員会に報告するものとする。
 - b. 前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。
 - c. 内部通報制度の通報状況について、通報を行った者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査等委員会へ報告を行う。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査等委員は、重要な会議に出席するとともに、議事録が作成された場合は、その事務局はこれを監査等委員会に送付する。
 - b. 監査等委員は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査等委員に対し詳細に説明する。
 - c. 監査部門又は会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査等委員会にも報告されるものとし、監査等委員会と監査部門又は会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。
 - d. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社に関係会社の所管責任者を設置し、リスクの適切な管理及び経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組むものとする。
 - b. 子会社の取締役等の職務の執行については、関係会社管理規程に基づき、その職務の重要度に応じ、当社の所管責任者や取締役会への報告を行うものとする。
 - c. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の内部監査部が定期に子会社の監査を行う。

(当該体制の運用状況の概要)

当社における業務の適正を確保するための必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスの状況
当社の役職員のコンプライアンス意識の向上のため、全役職員を対象として、法務担当者によるインサイダー取引防止に関する研修、eラーニングを活用した個人情報保護等に関する研修などを行いました。また、コンプライアンス違反となり得る事象の早期発見、早期解決に資する内部通報制度を、より実効性のあるものとするため、通報窓口の担当者に女性も配置するなど、通報者が個々の事案に応じて適切な窓口を選択できるよう配慮した整備を行っております。
- ② 取締役の職務執行
取締役会を18回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。
- ③ 監査等委員の職務執行
監査等委員会を19回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。
- ④ 内部監査の実施について
内部監査部にて、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社

長に報告しております。また監査等委員会、会計監査人、内部監査は互いに連携し定期的に意見交換を行っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めてはおりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付けており、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本に、業績推移・財務状況・今後の事業展開等を総合的に勘案しながら、成果の果実を株主と共有すべく、企業価値の向上に応じて配当総額を持続的に高めていくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議をもって行うことができる旨を定款に定めております。

当該方針に基づき第21期事業年度の配当につきましては、1株当たり37円（普通配当35円、20周年記念配当2円）としております。

内部留保資金の用途につきましては、今後の新規事業の展開への備えと物件の開発資金としていくこととしております。

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2021年4月1日残高	681,120	631,120	220	631,340
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			62	62
特別償却準備金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	62	62
2022年3月31日残高	681,120	631,120	282	631,402

(単位：千円)

	株主資本					
	利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		特別償却準備金	繰越利益剰余金			
2021年4月1日残高	10,000	5,083	3,340,154	3,355,238	△101	4,667,597
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△159,357	△159,357		△159,357
当期純利益			1,034,458	1,034,458		1,034,458
自己株式の取得					△53,493	△53,493
自己株式の処分					17,932	17,994
特別償却準備金の取崩		△5,083	5,083	-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	-	△5,083	880,184	875,101	△35,561	839,602
2022年3月31日残高	10,000	-	4,220,339	4,230,339	△35,662	5,507,199

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	△16,612	△16,612	4,650,984
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△159,357
当期純利益			1,034,458
自己株式の取得			△53,493
自己株式の処分			17,994
特別償却準備金の取崩			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	10,464	10,464	10,464
事業年度中の変動額合計	10,464	10,464	850,067
2022年3月31日残高	△6,147	△6,147	5,501,052

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 …………… ①関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 …………… 時価法を採用しております。
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- | | | |
|----------|-------|--|
| 販売用不動産 | …………… | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。 |
| 仕掛販売用不動産 | …………… | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。 |

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 …………… 建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物 | 3～50年 |
| 構築物 | 10～35年 |
| 機械及び装置 | 8～17年 |
| 車両運搬具 | 2～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |
- (2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。
- (2) アフターコスト引当金 …………… 当事業年度末までに販売した物件に係るアフターコストに備えるため、個別物件に係る必要額を計上しております。

- (3) 工事損失引当金 …………… 受注工事にかかる将来の損失に備えるため、当事業年度末の手持ち工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。
- (4) 株主優待引当金 …………… 株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準 …………… 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

- (1) 請負工事契約 …………… 請負工事契約につきましては一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして、工事進捗度に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。(工事の進捗率の見積りは発生原価に基づくインプット法)
 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。
- (2) 請負工事以外の工事、不動産等の譲渡及び役務提供 …………… (1)以外の工事、不動産等の譲渡及び物件管理等の役務提供につきましては、物件の引渡し、又は役務提供終了時に履行義務を充足したとして収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法 …………… ①ヘッジ会計の方法
 繰延ヘッジ処理を採用しています。
 ②ヘッジ手段とヘッジ対象
 ㊦ヘッジ手段……………金利スワップ取引
 ㊧ヘッジ対象……………借入金
 ③ヘッジ方針
 借入金に係るヘッジ取引は、デリバティブ管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の金利変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っています。

④ヘッジの有効性評価の方法

借入金に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。

- (2) 控除対象外消費税等の処理 …………… 控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理方法

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、請負工事契約に関して、従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による当期の損益に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる当期の計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

1. 当事業年度計上額

請負工事売上高(未完成分) 1,512,806千円

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

請負工事にかかる収益の計上基準として、財又はサービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には収益認識基準の適用により、一定の期間にわたり充足される履行義務として、工事進捗度に応じて収益を計上しております。(工事の進捗率の見積りは発生原価に基づくインプット法)

履行義務の充足に係る工事進捗度の見積りは、決算日までの実際発生原価の工事完了までの見積工事原価総額に対する割合に基づき、見積工事原価総額は当初は実行予算に基づき算定しております。見積工事原価総額は、実行予算作成時においては入手可能な情報に基づき、仕様や工期、調達価格等の主要な仮定を設定し、工事の完了に必要な各工事種別毎に原価を見積もり、工事着手後においては各案件毎に実際発生原価を集計・管理し、追加工事を含め、状況の変化に伴い見積工事原価総額の見直しを行っております。

見積工事原価総額に用いられる各種の仮定は、想定していなかった工事の発生や、調達価格の変動等が生じたことにより、見積工事原価総額が変更となった場合には、翌事業年度の計算書類において、売上高及び売上原価が変動する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

販 売 用 不 動 産	152,777千円
仕 掛 販 売 用 不 動 産	6,473,584千円
建 物	598,899千円
土 地	1,164,527千円
計	<u>8,389,788千円</u>

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	1,148,861千円
長 期 借 入 金	6,565,621千円
社債に対する銀行保証	17,765千円
計	<u>7,732,247千円</u>

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短 期 金 銭 債 権	10,026千円
短 期 金 銭 債 務	88千円
長 期 金 銭 債 務	80千円

3. 資産の保有目的の変更

有形固定資産（土地、建物）の一部について、賃貸から販売へ保有目的を変更したことに伴い、152,777千円を販売用不動産に振り替えております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売 上 高	960千円
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,000千円
営業取引以外の取引(支出分)	2,944千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,980,000株
------	------------

2. 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	26,668株
------	---------

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2021年5月25日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	159,357,536円
--------	--------------

1株当たり配当金額	32円
-----------	-----

配当金の原資	利益剰余金
--------	-------

基準日	2021年3月31日
-----	------------

効力発生日	2021年6月28日
-------	------------

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2022年5月25日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	183,273,284円
--------	--------------

1株当たり配当金額	37円
-----------	-----

配当金の原資	利益剰余金
--------	-------

基準日	2022年3月31日
-----	------------

効力発生日	2022年6月29日
-------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	31,325 千円
-------	-----------

未払事業税	16,924
-------	--------

減価償却超過額	15,176
---------	--------

未払金	9,844
-----	-------

工事損失引当金	4,732
---------	-------

繰延ヘッジ損益	2,713
---------	-------

アフターコスト引当金	2,002
------------	-------

棚卸資産	1,771
------	-------

繰延消費税額	1,433
--------	-------

その他	8,133
-----	-------

繰延税金資産合計	94,056
----------	--------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動に必要な資金を、主に金融機関等からの借入及び社債発行により調達しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

借入金・社債等は主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクが存在しますが、当社は担当部署である財務部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。またその一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 資金調達に係る流動性のリスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金計画表を作成・更新することにより流動性のリスクを管理しております。

② 資金調達に係る金利変動のリスクの管理

当社は、金利スワップ取引を利用することにより、借入金に係る支払金利の変動リスクを管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めたデリバティブ管理規程に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。取引実績は、定期的に取締役会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)をご参照ください)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 社債(*3)	(250,000)	(249,973)	△26
(2) 長期借入金(*4)	(8,488,518)	(8,506,380)	17,862
負債計	(8,738,518)	(8,756,354)	17,835
デリバティブ取引(*5)	(8,860)	(8,860)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 現金及び預金については、現金であること、及び預金、完成工事未収入金、前渡金、工事未払金、短期借入金、未払法人税等、未成工事受入金、預り金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*4) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

①金利スワップ関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等 のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
繰延ヘッジ 処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	1,011,668	911,672	△8,860

(注2) 市場価格のない株式等

区分	(単位：千円)
関係会社株式	2,535
出資金	3,016
関係会社出資金	9,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 金利関連	－	8,860	－	8,860

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	249,973	－	249,973
長期借入金	－	8,506,380	－	8,506,380
負債計	－	8,756,354	－	8,756,354

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のマンション（土地含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額 (千円)	当期末の時価 (千円)
126,937	131,558

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、路線価等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	不動産投資支援事業	不動産マネジメント事業	
一時点で移転される財及びサービス	12,690,338	377,335	13,067,673
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	3,156,821	—	3,156,821
顧客との契約から生じる取引	15,847,159	377,335	16,224,495
その他の収益	540,635	255,853	796,489
外部顧客への売上高	16,387,795	633,189	17,020,985

(注)その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸料収入等及び特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針の対象となる小口化販売額であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 不動産投資支援事業

不動産投資支援事業は、主に新築一棟マンション及び中古一棟ビルリノベーションを不動産オーナーに提供する不動産商品と、主に新築一棟マンション建築予定の土地を先行販売し、工事請負契約を締結して建築する建築商品があり、不動産商品につきましては不動産売買契約に基づき、物件が引渡される時点で履行義務が充足されるものであり、当該引渡し時に収益を認識しております。建築商品につきましては、土地の先行販売分は不動産商品と同様に引渡し時に収益を認識しており、工事請負契約に係るものは、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

なお、不動産投資支援事業に係る物件の取引の対価は契約により決定され、手付金等を受領する場合がありますが、最終的に物件引渡し時に決済を行うため、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) 不動産マネジメント事業

不動産マネジメント事業は顧客との契約に基づき、賃料や入退去の管理業務やビル管理業務を履行するもので、入居者やテナント等から収受した金額から手数料等管理料を控除した金額を毎月送金する義務を負っており、顧客へ当該履行義務を充足した時点で収益を認識しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、当社が直接収受する賃料につきましてはリース取引に関する会計基準の適用範囲であり、収益認識基準の適用外であります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

	期首残高	期末残高	
顧客との契約から生じた債権	1,346	1,991	千円
契約資産	830,218	986,525	千円
契約負債	200,795	550,322	千円

契約資産は主に、工事請負契約について進捗度に基づき認識した履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち債権を除いたものであります。契約資産は対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。しかし、原則として対象物件の引渡しと同時に決済を行うため、債権はほとんど発生いたしません。

契約負債は、顧客との工事請負契約又は売買契約について、収益の認識額を上回って、または物件の引渡しに先立って受領した対価、即ち前受金等に関するものであり、履行義務が充足した時点で収益に振り替えられて減少します。前受金等は工事の進捗に応じて概ね半年以内には解消されるものであります。

なお、前事業年度末における契約負債のうち、当事業年度において収益に振り替えられた金額は、195,295千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

工事請負契約に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は3,157,490千円であり、当該履行義務は全て1年以内に収益として認識される見込みであります。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、契約期間が1年以内の契約については注記の対象としておりません。

4. 工事損失引当金

(1) 当期の工事損失引当金繰入額 $\Delta 42,112$ 千円

(2) 工事損失引当金を計上した工事請負契約については、棚卸資産を計上しておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,110円	58銭
1株当たり当期純利益	208円	74銭